

# 板橋区立中台小学校 いじめ防止対策基本方針

令和6年3月 改訂

## 1. 目標

全ての人の安全・安心と権利が守られ、全員に人権尊重の意識が定着している学校

## 2. 基本理念

いじめは、いじめられた子どもの内面に生涯に渡って傷を残す行為であり、子どもの健全な成長に大きな影響を及ぼすとともに、その人の人生や人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめに通ずる行為をはやし立てたり傍観したりすることは、絶対に許されないという意識をもって、些細なことでも気にかけ、いじめの未然防止と早期発見、早期対応を図るために積極的に相談等に応じることが肝要である。のような教職員の高い意識と姿勢、具体的な行動が、児童の人権尊重の意識を育成することにつながる。

そのためには、学校教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫き、教職員自身が、児童一人ひとりを多様な個性のあるかけがえのない存在として尊重する児童観と、児童の人格の健やかな発達を支援し続けるという教育観に立ち、指導・支援を徹底かつ継続していくことが重要である。

本校は、特別支援学級を併設し、交流及び共同学習を推進している。また、学校全体で特別活動における縦割り班活動などの特色を生かし、心の教育と互いの良さと違いを認め合う教育を大切にしながら人格形成の教育を行っている。全ての児童の健全な成長のために人権教育に重点を置き、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

## 3. 「いじめ」の定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 4. いじめの態様（例）と基本認識

### 具体的ないじめの態様

- 理由なくいじわるなことをされる。
- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 仲間はずれや、集団による無視をされる。
- 金品をたかられる。
- 物品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、無視や仲間外し、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

### いじめの基本認識（○）と、いじめ対応の基本認識（◎）

- いじめは重大な人権侵害であり、「人間として絶対に許されない」という強い認識に立つ。
- いじめはどの児童にも、どの学級にも、また、場所や方法を問わず起こりうるものである。
- いじめは、見ようとなければ見えず、また、切り込みまずにいて時間で解決できるものではない。
- 集団内の人間関係が不安定な場合、いじめは加害と被害の、両方の立場を経験する場合もある。
- いじめは加害者と被害者の関係だけでなく、周りではやし立てる子ども、見て見ぬふりをする子どもの存在など、集団全体にかかわる問題である。
- いじめはいじめられる子どもの課題が問題ではなく、いじめ行為そのものが問題なのである。
- いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添って支援し、いじめた児童へは心からの反省を促す。
- いじめ問題は学校（教職員）の児童観や、指導の在り方が問われる問題である。
- いじめ問題は家庭教育の在り方に大きく関わり、家庭との連携・協力が不可欠な問題である。
- いじめ問題は学校、家庭、地域社会、関係機関等、関係者が一体となって取り組むべき課題である。
- 態様によっては、暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触するので、警察との連携も視野に入れる。

## 5. いじめの未然防止のための取組

本校では、以上のような基本認識をもち、子どもと子ども、子どもと教職員、保護者と教職員の信頼関係を深め、いじめの未然防止に努める。また、全職員が一丸となって日ごろから子どもの人間関係を把握し、些細な変化や僅かないじめの兆候を見逃さず、いじめの早期発見に努める。

いじめが起きた際は、組織的に対応し、子どもが安心して学校生活が送り、保護者が安心して子どもを学校に送り出すことができるようになるまで、支援を続ける。

### (1) 学校・学級での指導について

子どもたちが思いやりの心と向上心を大きく培うことができるよう、教育活動全体を通して道徳教育の充実に努め、一人ひとりが学級に必要なかけがえのない存在として認められ、集団の中で自己有用感や自己肯定感を実感できる学校・学年・学級づくりを進める。

また、豊かな人間関係を築くことができる力を高める体験活動の充実を図るとともに、進んで学ぼうとする意欲を高めたり、自分の良さや成長を実感したりできる授業づくりに努め、子ども一人ひとりが達成感や充実感、新たな探求心をもつことができる、「分かる授業」の実践に取り組む。

#### ① 楽しい学級・安心できる学校づくりの推進

- ・日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」ということを児童一人ひとりの心に深く刻み込む指導を行う。
- ・個性を發揮しながら協力する活動したり、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を積極的に取り入れることにより、集団での活動の良さを味わったり、子どもたちが互いのよさと違いを認め合ったりすることができる学級活動や学校行事を工夫する。
- ・子どもの頑張りや活躍の歩みが見える教室・校内掲示を工夫する。
- ・子どもたちが目標や意欲をもって主体的に参加できるよう、1年生を迎える会、運動会、中台小まつり、展覧会、音楽会、学習発表会、6年生を送る会などの行事を工夫する。
- ・職員や児童による登校時の挨拶、全校朝会、行事等を通じてこころよい挨拶が広がる学校づくりを進めれる。
- ・特別な支援が必要な児童に対し、家庭と教職員の共通理解に基づくきめ細かな個別指導を実施する。

#### ② 「分かる授業・学び合う授業」の実践

- ・一人ひとりが、達成感や満足感を実感し、さらなる学習意欲をもつことができるよう、適切な課題設定をはじめ、多様な人材を生かした少人数学習等を効果的に実施し、全ての子どもが活躍できる学習活動の工夫と、一人ひとりの発達の段階に応じた指導など、「分かる授業」「楽しい授業」づくりをする。
- ・子どもたちが互いにかかわる中で、それぞれの考えの異同を吟味し、認め合うことを通して、自分の思いや考えを広げたり深めたりできる、「学び合う授業」づくりを進める。

#### ③ 道徳教育の充実

- ・「いじめをしない、許さない」資質を育むために、教育活動全体を通じた道徳教育に重点を置き、道徳部を中心に全教員の協力体制を整とともに家庭や地域と連携できる機会を積極的に設ける。
- ・道徳の内容項目と関連付けて重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。
- ・「ふれあい月間」(年3回)のうち一度、いじめ防止教育に関連する内容項目を取り上げた道徳の時間における指導を実施・公開する。
- ・コミュニティ・スクール委員会、PTA、地域青少年健全育成委員会、学校警察連絡会、子ども家庭総合センターとの連絡会などで、子どもの生活状況や社会的な課題となっていることなどについて話題にし、学校、家庭、地域が担うべき役割について共通理解を図る。

#### ④ 体験活動や人間関係の調整力を育てる授業の充実

- ・「命の大切さを実感させる体験活動」「問題解決能力をはぐくむ自主的活動」「他人を思いやる心を育てる奉仕活動」などの取組を進める。(栽培、ボランティア、安全マップ、生活科見学等)
- ・学級活動や行事、総合的な学習の時間等を通して、人間関係力、コミュニケーション力、社会的スキル等を育てる。(学校(街)探検、遠足、社会科見学、移動教室等)

#### ⑤ 特別活動の充実

- ・代表委員会では子どもの発意・発想を生かしたり、行事へ向け、児童が共通の目標をもって取り組むことができるための方向性を示したりしながら、いじめ撲滅に向け子ども主体の取組を進める。
- ・各委員会の活動を全校児童に紹介し、学校の集団生活をより良くするため、一人ひとりが助け合い、協力し合っていることを実感させる。
- ・異年齢集団による交流活動を通じ、個を尊重した望ましい人間関係を築く良さを実感できるよう、兄弟学年(1・6年生、2・4年生、3・5年生)による縦割り班活動の充実を図る。
- ・1年生を迎える会や6年生を送る会、中台小まつり、などの行事を通じ、他者の立場を理解・尊重し、集団としての目的行動に参加・協力して楽しむことのできる社会性を育てる。

#### ⑥ 各種お便り及びホームページ等の活用

- ・学校の行事やいじめ防止に係る日常的な取組を発信し、子どもの学習活動を紹介する。

#### ⑦ メディアリテラシー教育を通して

- ・「セーフティ教室(ネット・携帯安全教室)」を実施し、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。(3・4・5年生、5組:9月)

## (2) 児童に培う力とその方策

### ① 培う力

- ・相手の気持ちや周囲の気持ちを適切に読み取る言語・非言語によるコミュニケーション能力
- ・発達の段階に応じた権利と人権について正しい意識と知識
- ・困ったときに助けを求めたり、相談したりできる力
- ・客観的、多視点的、多角的に状況をとらえ、自分のこととして考えて表現できる力
- ・柔軟的で開発的な思考力、レジリエンスを発達の段階に応じて育成（ストレスに対処し、困難をうまく乗り越え、生きるエネルギーに変えていく力）
- ・自己有用感、自己肯定感

### ② そのための方策

- ・道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進
- ・生活や総合的な学習の時間の充実
- ・一人ひとりを大切にした分かりやすい授業づくり
- ・一人ひとりが活躍できる集団づくり
- ・他者の役に立っていると感じ取ることのできる場面の設定
- ・主体的に取り組むことを通して困難な状況を乗り越える体験場面の設定
- ・社会参加活動の推進

## (3) 保護者や地域との連携

### ① 保護者への手紙（年3回：未然防止のための連携と、いじめの早期発見のため）

- ・毎学期当初、家庭での子どもの様子を保護者がチェックするシート（手紙）を配布する。

### ② 学校だより等による情報発信

- ・学校内外で起こっている生活指導にかかる問題行動等について情報を発信し、保護者と共に問題について考えられるようとする。
- ・学校以外の相談窓口や相談機関、救済制度等の活用について周知する。

### ③ CS委員会や保護者会、PTA連絡会等における説明・協議

- ・学校の取組や現在の状況を説明するとともに、保護者からの情報提供を踏まえ協議する。

## (4) いじめ防止のための組織と具体的な取り組み

### ① 名称

「中台小学校いじめ防止対策委員会」

### ② 目的

いじめに関する下記の内容について組織的に対応・推進するため。

### ③ 組織・構成員

(校内) 校長、副校長、教務主任、生活指導主任（委員長）、5組主任、低中高専科代表、特別支援教育コーディネーター、（該当学年主任、担任）、（SC）生活指導部が兼務

(校外) PTAの関係者（会長・校外委員）、学校医、地区民生児童委員等

### ④ 内容

- ・学校いじめ防止基本方針の策定と理解推進・検証・見直
- ・いじめの未然防止と、いじめへの対応（情報収集・考察・検討・記録）
- ・教職員の資質向上のための校内研修
- ・年間計画の企画・実施・進捗のチェック
- ・各取組の有効性の検証・修正
- ・緊急対応（いじめ情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応）

### ⑤ 開催

(定期) 年9回（生活指導部開催日に生活指導部員を中心として行う。）

(不定期) 児童や保護者の訴えでいじめが疑われ、学校全体として対応すべき事案の発生時

（職員会議）

- ・「中台小学校いじめ防止基本方針」の確認
- ・いじめアンケートの実施、結果の検証（年3回）
- ・「ふれあい月間アンケート」の結果について、いじめ防止対策委員会で検証

⑥年間計画

月	行 事 等	いじめ防止対策 等	定期の委員会
4	1学期始業式、入学式、1年生を迎える会、長縄 Week	保護者会、地域訪問、各種健診 地域訪問、早期発見に向けた保護者への手紙、	いじめ防止対策委員会 (基本方針の確認)
5	縦割り班活動、こいのぼり集会、遠足(1・2、4・5年)、日光移動教室(6年)、土曜授業プラン(いじめ防止教育、引渡訓練)	各種健診、ハイパーQ U、P T A総会	いじめ防止対策委員会 (情報交換等)
6	榛名移動教室(5年)、縦割り班活動、土曜授業プラン(中台小まつり)	ふれあい月間(アンケート)、各種健診	いじめ防止対策委員会 (情報交換等)
7	榛名林間学園(5組)、七夕交流集会、プール納め	個人面談	いじめ防止対策委員会 (アンケート解析・対応、CA)
8		(職員：いじめ防止研修会)	
9	夏休み作品展、お月見交流集会、土曜授業プラン(生命の安全教室)		いじめ防止対策委員会 (情報交換等)
11	セーフティ教室、持久走 Week、縦割り班活動	ふれあい月間(アンケート)	いじめ防止対策委員会 (情報交換等) (アンケート解析・対応)
12	縦割り班活動、持久走チャレンジ、縦割り班活動	個人面談	
1	書き初め大会、ユニセフ集会、短縄 Week、土曜授業プラン(学級活動の日)	早期発見に向けた手紙	いじめ防止対策委員会 (情報交換等)
2	6年生を送る会、土曜授業プラン(学習発表会)	ふれあい月間(アンケート)、新1年生保護者会	いじめ防止対策委員会 (情報交換等) (アンケート解析・対応)
3	縦割り班活動、修了式、卒業式	保護者会、P T A総会	

※3年「安全マップ」※P T A行事「ラジオ体操」「中台っこ広場」等

⑦ 校内研修

- ・東京都教育委員会「人権教育プログラム」及び「いじめ総合対策」を活用した研修の計画的実施
- ・年度当初の職員会議で、中台小学校いじめ防止基本方針の確認
- ・研究推進による「分かる授業を進める」ための研修・研究
- ・「板橋区授業スタンダード」「中台小スタンダード」「中台小学校よい子のやくそく」に基づく授業規律及び学力向上に関する共通理解と実践に向けた研修
- ・特別な支援を要する児童への配慮と個別の支援に関する研修
- ・生活指導・教育相談に係る研修
- ・深い児童理解を図るためのカウンセリングマインド等の習得に係る事例演習
- ・情報モラルやインターネット等を通じて行われるいじめに対応する研修

⑧ 取組に対する点検と改善の方策(P D C Aサイクル)

- ・年度当初の委員会で基本方針と年度計画の確認をし、職員会議にて提案・確認・共通理解をする。
- ・年度末の学校評価と、各学期末(ふれあい月間後)の委員会で行う。

## 6. いじめの早期発見の取組(アセスメント・状況把握)

日頃から子どもや保護者とのコミュニケーションを深め、信頼関係を構築するとともに、複数の教師による観察や教師同士の情報交換を密にし、児童のわずかな変化や兆候を見逃さないように努める。

### (1) 日頃の児童生徒の観察

#### ○早期発見のポイント

- ・児童の些細な変化に気付くこと・気付いたら情報を共有すること・情報に基づき、速やかに対応すること

①健康観察：一人ひとりの表情を確認しながら呼名による朝の健康観察の徹底等

②授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣の机との距離等の確認

③休み時間：独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子等の有無

④給食：食欲がない、極端な盛り付けをする、当番を押しつけられる等

⑤登下校：独りぼっち、荷物を持たされる、皆と時間をずらす等

### (2) 「いじめに関するアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

児童の人間関係や状況を適切に把握するため、全校児童にいじめアンケートをとり、回答の結果、必要に応じて個別面談などを実施する。

①アンケートの実施：「ふれあい月間(6月・11月・2月)」※必要に応じ、年3回以上実施する。

②アンケートの結果：学年・学校全体で情報共有する。学年→いじめ防止対策委員会

③アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて児童と面談を行い、面談した児童について、学年・学校全体で情報共有する。

### (3) 地域（家庭）訪問・個人面談等、連携強化の取り組み

・地域訪問や保護者との面談やを行い、子どもの状況を共有する。また、必要に応じて学級担任と児童との面談を行い、子どもから悩みや不安等を聞き取る。

・学期始めに家庭へ手紙を配布（チェックシート）し、連携して子どもの変化を把握できるようにする。

チェックシート配布（4月、9月、1月）→結果回答によって保護者・児童と面談を行い、学年、学校全体で情報共有し、児童への指導・支援に活用する。

### (4) 相談窓口の周知

・学級担任以外の誰もが相談窓口となることを、学校だよりや学年通信等で、子どもと保護者に周知する。

### (5) 「生活指導夕会」、「生活指導全体会」、「いじめ防止対策委員会」等での情報共有

・子どもの気になるそぶりや些細な兆候、子どもからの訴え等を学級担任などが抱え込みます、すぐに学年主任や管理職に報告・相談する。また、週1回の「生活指導夕会」で職員による共通理解を行い、必要に応じ臨時の「いじめ防止対策委員会」を開催し、その対応策の検討を行う。

### (6) 地域からの情報収集

①民生委員・主任児童委員・学校関係者による連絡協議会：年1回

②コミュニティ・スクール委員会：年5回

③生活指導主任研修会：年6回

④子ども家庭支援センターとの協議会：年1回

## (7)いじめ早期発見のための観察のポイント（学校・家庭・地域）

子どもの言動等の変化をいち早く把握することが、いじめの発見では重要である。日頃から子どもとのふれあいの時間を確保するとともに、子どもの様子や持ち物を観察し、いじめのサインを見落とさないようすることが大切である。

また、家庭・地域でも気を付けてもらうよう保護者・地域にお願いしておくことが必要である。

学校では（個人）	学校では（集団）	家庭では	地域では
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習意欲をなくしている。</li> <li>・遅刻、早退が目立つ。</li> <li>・授業中うつむいている</li> <li>・休み時間や放課後、用もなく職員室に頻繁に来たり、前をうろうろする。</li> <li>・机、教科書、ノートなどに落書きされる。</li> <li>・教科書、ノートなどが隠されたり、なくなったりする。</li> <li>・理由のはつきりしない打撲や傷跡がある。</li> <li>・衣服が汚れたり、破れたり、ボタンが取れたりしている。</li> <li>・ケンカが多くなる。</li> <li>・一人で掃除や後片付けをしていることが多い。</li> <li>・保健室に出入りするが多くなる。</li> <li>・休み時間にトイレなどに閉じこもる。</li> <li>・机が離されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発表するとやじられたり、笑われたりする。</li> <li>・あだ名がつけられ、からかわれる。</li> <li>・グループ分けで、なかなか所属が決まらない。</li> <li>・皆が嫌がることを押し付けられる。</li> <li>・ゲーム中にパスが回らない、ボールを拾いに行かされる。</li> <li>・休み時間に呼び出されたり、授業に遅れたりする。</li> <li>・遊びの中でいつも同じこと(かくれんぼの鬼など)をさせられている。</li> <li>・教師が褒めると周りの子どもがしらける。</li> <li>・通行のじやまをされたり、逆にそばをとおると避けられたりする。</li> <li>・ふざけた雰囲気の中で、班長や代表に選ばれる。</li> <li>・学級会等で不自然な反対意見や批判を受ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持ち物を頻繁になぐしてくれる。</li> <li>・学校に行きたがらない。</li> <li>・家族に度々お金を要求したり、金品を持ち出すことがある。</li> <li>・衣服を汚してきたり、あざや傷をつけてきたりする。</li> <li>・急に口数が少なくなる。</li> <li>・無気力になったり、食欲がなくなったりする。</li> <li>・頻繁に電話がかかってくる。</li> <li>・表情がさえず、おどおどした様子が見られる。</li> <li>・友達からの電話で、夜や休日に呼び出されるようになる。</li> <li>・家族との接触を避け、何か隠しているような気配が感じられる。</li> <li>・家族に八つ当たりや反抗する、感情の起伏が激しくなる。</li> <li>・携帯電話等に嫌がらせのメールがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園等で数人で囲まれたり、言い合ったり、小突かれている。</li> <li>・コンビニなどでジュースやお菓子をおごらされている。</li> <li>・登下校中で、一人の子が他の子の荷物を持たされている。</li> <li>・道ばたや公園などで、一人でぽつんとしている。</li> <li>・自分から友だちに話しかけずに、そそわれるままに元気なくついて行っている。</li> <li>・一緒に遊んでいるように見えても、表情がさえず、おどおどした様子が見られる。</li> <li>・近所の年下の子どもとしか遊んでいない。</li> <li>・（お店で）いつも同じ子がスナック菓子等をたくさん買いにきたり、子どもにしてはお金を使いすぎたりしている。</li> </ul>

<子どものサインを見逃さない>	<子どものサインを発見したら>
○日頃から、子どもとのふれあいを大切にし、子どもが心を開く関係を築く。	○直接その子どもから話を聞くなどして、慎重に事実確認を行うとともに、迅速に対応する。
○全教職員・保護者が協力して子どもを見守る目を絶えずもち続ける。	
○いじめる側、周囲の子どもが発するサインにも注意する。	

## (8)いじめの早期発見のためのチェックシート

子どもが救いを求めて発するサインを見逃さず、声をかける・相談することが大切である。

また、家庭においても気になるサインを見つけたら、速やかに学校に相談できるようにする。

### ① 学校でのサイン（チェックシート）

教員が教室にいる時間を確保するとともに、廊下を通る際にも注意を払うなど、サインを見逃さない。

#### ○いじめられている児童のサイン

場面	観察の観点（※印は、無理にやらされている可能性があるもの）	児童名
登校時 朝の会	・遅刻、早退、欠席が増える。また、その理由を明確に言わない。	
	・始業時刻ぎりぎりの登校が多い。	
	・体調不良を訴える。	
	・提出物を忘れたり、遅れたりする。	
	・表情がさえず、うつむきがち。	
	・出席確認の際、声が小さい。	
授業の 開始時	・忘れ物が多くなる。	
	・涙を流した気配が感じられる。	
	・用具、机、椅子等が散乱している。	
	・周囲が何となくざわついている。	
	・席を替えられている。	
	・一人だけ遅れて教室に入る。	
授業中	・正しい答えを冷やかされる。	
	・グループ分けで孤立しがちである。	
	・発言に対し、しらけや嘲笑が多い。	
	・保健室やトイレによく行くようになる。	
	・責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる。	
	・本人が不快に感じるアダ名で呼ばれる。	
	・教職員や児童の発言に対して、突然個人名が出される。	
	※不まじめな態度で授業を受ける。※ふざけた質問をする。※テストを白紙で出す。	
休み時間	・一人でいることが多い。	
	・集中してボールを当てられる。	
	・わけもなく階段や廊下等を歩いている。	
	・遊びの中で、いつも同じ役をしている。	
	・休み時間用事もないのに職員室等に来る	
	・遊びの中で孤立しがちである。	
	・「やられ役」をすることが多い。	
	・ふざけ合っているが、表情がさえない。	
	※大声で歌を歌う。※仲良しでない者とトイレに行く。	
	※好きな物を級友に譲る。	
給食時間	・食べ物にいたずらをされる。	
	・嫌われるメニューの時に多く盛られる。	
	・グループで食べる時、席を寄せない。席の間を離している。	
	・その子どもが配膳すると嫌がられる。	
	※好きな物を級友に譲る。	

清掃時間	・目の前にゴミを捨てられる。	
	・最後まで一人で掃除をする。	
	・椅子や机がぼつんと残る。	
	※さぼることが多くなる。※人の嫌がる仕事を一人でする。	
放課後	・衣服が汚れたり髪が乱れたりしている。	
	・用事がないのに学校に残っている日がある。	
	・顔にすり傷や鼻血の跡がある。	
	・ゴミ箱の中に靴や鞄、筆箱、服などが捨てられている。	
	・急いで一人で帰宅する。	
	※他の子の荷物を持って帰る	
	※言葉遣いが荒れた感じになる。	
動作 表情	・活気がなく、おどおどしている。	
	・視線を合わさない。	
	・教師と話すとき不安な表情をする。	
	・寂しそうな暗い表情をする。	
	・手遊び等が多くなる。	
	・委員や係を辞めたいと言うなどやる気を失う。	
	・独り言を言ったり急に大声を出したりする。	
	※ 言葉遣いが荒れた感じになる。	
持ち物 服装	・教科書等にいたずら書きをされる。	
	・刃物等、危険な物を所持する。	
	・持ち物、靴、傘等を隠される。	
その他	・日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる。	
	・飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする。	
	・教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある。	
	・下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている。	
	・教材費、写真代等の提出が遅れる。	
	・インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる。	
	・校舎内の柱や壁に、悪口や傷つくような内容の落書きがされている。	
	※ 校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる。	

### ○いじめている児童のサイン

いじめている児童がいることに気がついたら、積極的に児童の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

教室や廊下、階段で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。	
ある児童にだけ、周囲の子どもたちが異常に気を遣っている。	
教職員が近づくと、不自然に分散したりする。	
自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の児童がいる。	
トイレに立った児童に続いて行きたいと訴え、他児童の視線に応えるかのような表情をする。	
お金を多く持っていることを周囲に言い広め、積極的に見せびらかしたりおごったりしようとする。	
仲間同士で携帯電話の画面を見合い、特定の児童を見ながら（指さしながら）笑っている。	

## ②家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。児童の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。  
以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう、保護者に伝えておくことが大切である。

令和6年5月8日

保護者の皆様

板橋区立中台小学校  
校長 神保 幸次郎

### 子どもの「心の変化」をつかむための確認のお願い —いじめの防止、早期発見、早期対応に向けて—

日頃から本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

新年度を迎える子どもたちは希望に満ちて、学校へ登校して来ています。学年や生活リズムが変わり、新しい人間関係などにより子どもの心にも変化が生じやすい時です。

学校生活は家庭生活とは違い、様々な場面での子ども同士の様々な関わり合いがあります。他者理解・集団参加を進める中で、人権尊重の気持ちを養いながら、自己をより良く表現する力を育していくためには、学校教育のみならず家庭での教育・協力が欠かせません。

「いじめ」は、時として人の心に一生消えない深い傷を与える行為です。そして、「いじめ」は、いつでもどこにでも、誰にでも起こりうる可能性のある事を踏まえ、早期の発見と対応のため、学校でも毎日、児童一人ひとりの表情や、行動の変容に気を付けながら、指導に当たっていきます。

ご家庭においても、学期始めのこの時期に、お子さんの様子を、今一度、振り返っていただきたいと思います。以下の項目で該当することがあってご心配に感じられましたら、担任やスクールカウンセラーまでご相談ください。お子さんの不安を少しでも早く、学校と家庭で連携しながら解消できればよいと思います。

この手紙は確認用ですので、提出の必要はありません。

【態度やしぐさ】	チェック
★家族との対話を避けるようになる。	
★スマホをここぞ見たり、電話が鳴るとおびえたりする様子が見られる。	
★部屋に閉じこもったり、家族と食事をしたがらなかったりする。	
★感情の起伏が激しくなったり、ため息をついたり、涙を流したりする。	
★言葉遣いが荒くなったり、親や兄弟に反抗したり、動物や物等に八つ当たりしたりする。	
★帰りが遅くなったり、理由を言わず外出をしたりする。	
★何かと理由を付けて、朝早く家を出る。	
★朝、なかなか起きてこない。	
★転校を口にしたり、学校をやめたい、行きたくない、などと言い出したりする。	
【服装・身体・体調】	
★衣服に汚れや破れが見られたり、手足や顔等にすり傷や打撲のあとがあつたりする。	
★自分のものではない衣服を着ている。	
★登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。	
★食欲不振、不眠を訴える。	
★体重が減少する。	
【学習】	
★学習時間が減ったり、宿題や課題をしなくなったりする。	
★成績が低下する。	
【持ち物・金品】	
★買ってあげた物がなくなることが増えた。	
★お金（小遣い）を繰り返し要求する。気付かない間に親の財布からお金が減っている。	
【交友関係】	
★口数が少なくなり、学校や友達のことを話さなくなる。	
★無言等の不審な電話、発信者の特定できない電子メールがあつたりする。	
★急に友達が変わる。	
★友人からの電話で、急な外出が増える。	
★ピンポンダッシュを頻繁にされる。	
●家族に遊びや友だちのことを話したがらない。聞いてもはぐらかそうとする。	
●買ってあげた記憶のない物や服を持っている。聞くと「もらった」という。	
●SNSを頻繁にするようになり、内容を聞いても「なんでもない」「友達と遊ぶ約束」等、はぐらかそうとする。	
●特定児童の、悪口や失敗した行為を、あざけるように言うことが増えた。	
●小遣い以上のお金を持っていたり、小遣いだけでは買えない、高額な物を持っていたりする。	
●夕方遅くに帰ってきたり、夜に「忘れ物を取りに行く」「友達に渡す物がある」等で外出したりする。	
●友達との良くない遊びやトラブルについて、学校や習い事、他の保護者等から耳に入るようになった。	

令和6年9月 日

保護者の皆様

板橋区立中台小学校  
校長 神保 幸次郎

## 子どもの「心の変化」をつかむための確認のお願い —いじめの防止、早期発見、早期対応に向けて—

保護者の皆様には、日頃から本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

2学期がはじまり子どもたちの学校へ戻ってきました。夏休み明けは生活リズムや人間関係の微妙な変化が起こりやすく子どもたちの心も不安定になりがちな時期です。

学校生活は家庭生活とは違い、子ども同士の様々な場面で様々な関わり合いがあります。人権尊重の精神を養い、相互理解・集団参加・自己表現の能力を育てていくためには、人との望ましい関わりをはじめとする社会のルールを守る教育を、家庭と学校の両輪で相乗的に進められていくことが大切です。

「いじめ」は人の心に消え難い、深い傷を与える卑怯で許されない行為です。いつ、でもどこにでも、誰にでも発生する可能性のある行為であるという事を踏まえ、未然防止・早期発見と対応のため毎日、学校で児童一人ひとりの表情や行動の変容に気をつけながら指導・支援にあたっていきます。

ご家庭においても、2学期はじめのこの時期に、お子さんの様子を、今一度、振り返っていただきたいと思います。

以下の項目で気になる点や該当することがあってご心配に感じられましたら、学校・担任までご相談ください。お子さんの不安を少しでも早く、学校と家庭で連携しながら解消できればよいと思います。

この手紙は確認用ですので、提出の必要はありません。

【態度やしぐさ】		チェック
★家族との対話を避けるようになる。		
★スマホをこそぞ見たり、電話が鳴るとおびえたりする様子が見られる。		
★部屋に閉じこもったり、家族と食事をしたがらなかつたりする。		
★感情の起伏が激しくなったり、ため息をついたり、涙を流したりする。		
★言葉遣いが荒くなったり、親や兄弟に反抗したり、動物や物等に八つ当たりしたりする。		
★帰りが遅くなったり、理由を言わず外出をしたりする。		
★何かと理由を付けて、朝早く家を出る。		
★朝、なかなか起きてこない。		
★転校を口にしたり、学校をやめたい、行きたくない、などと言い出したりする。		
【服装・身体・体調】		チェック
★衣服に汚れや破れが見られたり、手足や顔等にすり傷や打撲のあとがあつたりする。		
★自分のものではない衣服を着ている。		
★登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。		
★食欲不振、不眠を訴える。		
★体重が減少する。		
【学習】		チェック
★学習時間が減ったり、宿題や課題をしなくなったりする。		
★成績が低下する。		
【持ち物・金品】		チェック
★買ってあげた物がなくなることが増えた。		
★お金（小遣い）を繰り返し要求する。気付かない間に親の財布からお金が減っている。		
【交友関係】		チェック
★口数が少なくなり、学校や友達のことを話さなくなる。		
★無言等の不審な電話、発信者の特定できない電子メールがあつたりする。		
★急に友達が変わる。		
★友人からの電話で、急な外出が増える。		
★ピンポンダッシュを頻繁にされる。		
●家族に遊びや友だちのことを話したがらない。聞いてもはぐらかそうとする。		
●買ってあげた記憶のない物や服を持っている。聞くと「もらった」という。		
●SNSを頻繁にするようになり、内容を聞いても「なんでもない」「友達と遊ぶ約束」等、はぐらかそうとする。		
●特定児童の、悪口や失敗した行為を、あざけるように言うことが増えた。		
●小遣い以上のお金を持ってたり、小遣いだけでは買えない、高額な物を持っていたりする。		
●夕方遅くに帰ってきたり、夜に「忘れ物を取りに行く」「友達に渡す物がある」等で外出したりする。		
●友達との良くない遊びやトラブルについて、学校や習い事、他の保護者等から耳に入るようになった。		

保護者の皆様

板橋区立中台小学校  
校長 神保 幸次郎

## 子どもの「心の変化」をつかむための確認のお願い —いじめの防止、早期発見、早期対応に向けて—

保護者の皆様には、日頃から本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

3学期になり、元気な子どもたちが学校へ戻ってきました。冬休み明けは生活リズムの変化により、子どもたちの心も不安定になります。また、人間関係の微妙な変化が発生しやすくなる時期です。

学校生活は家庭生活とは違い、子ども同士の様々な場面で様々な関わり合いがあります。人権尊重の精神を養い、相互理解・集団参加・自己表現の能力を育てていくためには、人ととの望ましい関わりをはじめとする社会のルールを守る教育を、家庭と学校の両輪で相乗的に進められていくことが大切です。

「いじめ」は人の心に消え難い、深い傷を与える卑怯で許されない行為です。いつ、でもどこにでも、誰にでも発生する可能性のある行為であるという事を踏まえ、未然防止・早期発見と対応のため毎日、学校で児童一人ひとりの表情や行動の変容に気をつけながら指導・支援にあたっていきます。

ご家庭においても、3学期はじめのこの時期に、お子さんの様子を、今一度、振り返っていただきたいと思います。

以下の項目で気になる点や該当することがあってご心配に感じられましたら、学校・担任までご相談ください。お子さんの不安を少しでも早く、学校と家庭で連携しながら解消できればよいと思います。

この手紙は確認用ですので、提出の必要はありません。

【態度やしぐさ】	チェック
★家族との対話を避けるようになる。	
★スマホをこそこそ見たり、電話が鳴るとおびえたりする様子が見られる。	
★部屋に閉じこもったり、家族と食事をしたがらなかったりする。	
★感情の起伏が激しくなったり、ため息をついたり、涙を流したりする。	
★言葉遣いが荒くなったり、親や兄弟に反抗したり、動物や物等に八つ当たりしたりする。	
★帰りが遅くなったり、理由を言わず外出をしたりする。	
★何かと理由を付けて、朝早く家を出る。	
★朝、なかなか起きてこない。	
★転校を口にしたり、学校をやめたい、行きたくない、などと言い出したりする。	
【服装・身体・体調】	チェック
★衣服に汚れや破れが見られたり、手足や顔等にすり傷や打撲のあとがあつたりする。	
★自分のものではない衣服を着ている。	
★登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。	
★食欲不振、不眠を訴える。	
★体重が減少する。	
【学習】	チェック
★学習時間が減ったり、宿題や課題をしなくなったりする。	
★成績が低下する。	
【持ち物・金品】	チェック
★買ってあげた物がなくなることが増えた。	
★お金（小遣い）を繰り返し要求する。気付かない間に親の財布からお金が減っている。	
【交友関係】	チェック
★口数が少なくなり、学校や友達のことを話さなくなる。	
★無言等の不審な電話、発信者の特定できない電子メールがあつたりする。	
★急に友達が変わった。	
★友人からの電話で、急な外出が増える。	
★ピンポンダンシュを頻繁にされる。	
●家族に遊びや友だちのことを話したがらない。聞いてもぐらかそうとする。	
●買ってあげた記憶のない物や服を持っている。聞くと「もらった」という。	
●SNSを頻繁にするようになり、内容を聞いても「なんでもない」「友達と遊ぶ約束」等、はぐらかそうとする。	
●特定児童の、悪口や失敗した行為を、あざけるように言うことが増えた。	
●小遣い以上のお金を持ってたり、小遣いだけでは買えない、高額な物を持っていたりする。	
●夕方遅くに帰ってきたり、夜に「忘れ物を取りに行く」「友達に渡す物がある」等で外出したりする。	
●友達との良くない遊びやトラブルについて、学校や習い事、他の保護者等から耳に入るようになった。	

## 7. 「いじめ」への早期対応

### (1) いじめられている子には

- いじめられている子への対応は、何より本人の訴え及び心情に寄り添い、傾聴してあげることである。
- ① 受容：つらさや悔しさを十分に受け止める。→傾聴の姿勢
  - ② 安心：具体的支援内容を示す。→教師は絶対的な味方
  - ③ 自信：良い点を認め励まし、自信を与える。
  - ④ 回復：人間関係の確立を目指す。→交友関係の醸成
  - ⑤ 成長：自己理解を深め、改善点を克服する。→自立の支援

○ 心理的ケアを十分に行う。

### (2) いじめている子には

- その場の指導に終わることなく、いじめの行為の消失ばかりでなく、互いのわだかまり等が完全になくなるまで、注意深く、継続して徹底的に指導していく必要がある。
- ① 確認：いじめの事実関係、背景、理由等を確認する。  
→はっきり確認がとれるまでは頭ごなしに決め付けない
  - ② 傾聴：不満・不安等の訴えを十分に聴く。→受容的態度
  - ③ 内省：いじめられる子のつらさに気付かせる。→いじめは絶対にいけないことの指導  
→いじめている子もつらい立場かもしれない
  - ④ 処遇：課題解決のための援助を行う。→いじめのエネルギーの善用を図る
  - ⑤ 回復：役割体験等を通じて所属感を高める。→成長への信頼

○ 心理的ケアを十分に行う。

### (3) いじめられている子の保護者には

- 教師と保護者のいじめに対する、基本的認識のズレが問題を複雑にする。
- ① いじめの事実を正確に伝える。
  - ② 学校はいじめられている子を守るという姿勢を示す。
  - ③ 信頼関係を構築する。→不用意な発言をしない
    - ・『いじめは重大な人権侵害である』との認識に欠ける発言
    - ・児童生徒の理解不足、感性の乏しさを問われる発言
    - ・『被害者保護優先』を無視した発言・自己防衛的な発言
    - ・被害者の『痛み』に共感を示さない発言・具体性のない発言
  - ④ 家庭との連絡を密接にとる（被害者の保護、加害者の指導、学級内の人間関係の改善、加害者の保護者への協力依頼）。

○被害者の保護者に、具体的な取組をきちんと伝えて理解を得る。

### (4) いじめている子の保護者には

- いじめの事実を正確に伝え、具体的な対処法や今後の生活について指導・助言し、保護者の協力を得る。
- ① 事実だけをきちんと伝える。→加害児童の人格否定や、憶測・うわさ話等は言わない。
  - ② 保護者の心情（怒り、情けなさ、自責の念、今後への不安等）を理解して、共感的に考えるという姿勢を示す。
  - ③ 具体的な助言を与え、子供の立ち直りや人間関係の改善を目指して協力してもらう。

### (5) 学級には

- 教師は、「いじめを許さない」という毅然とした姿勢を、学級に示す。
- ① 具体的事実に基づいて話し合う（当事者の了解・配慮）。
  - ② いじめられた子供に共感させ、いじめた子供も学級集団に情緒的に取り込むようにする。
  - ③ 傍観等の意味を考えさせ、人権意識の芽を育てる。
  - ④ 「いじめ・いじめられ」行為がなくなるだけでなく、傍観したり無関心であったりする意識を転換し、友情を基盤とする学級をつくる。
  - ⑤ 意図的・継続的に学級に働きかけ、確実に指導していく。
- 【学級での話し合いの進め方】
- ア 事実と問題の明確化…事実の確認（原因・過程・結果・関係）。いじめは許されない行為である。
  - イ 冷静な解決の模索…生活の振り返り、自己内省による知的変革
  - ウ 行動指針の発見…内省による具体的行動（是認、黙認→責任の確認）、人権意識の育成、信頼感の確立
  - エ 連帯感の育成、人間関係づくり…自己存在感

### (6) 関係機関との連携

- いじめを発見したら、教師一人で抱えることなく、校内での報告・連絡・相談はもちろん、SCをはじめ、校外の各関係機関との連携を図る。
- ① 区教育委員会への報告と指導のもと、対策委員会を中心に、各関係機関との緊密な連携を図る。
    - ・指導室「いじめ110番」・「START（学校緊急対応チーム）」「板橋フレンドセンター」
    - ・板橋区教育委員会教育支援センター、成増教育相談室
    - ・保幼小中連携エリアネットワーク
  - ② 学校、家庭、関係機関（相談機関、警察等）との連携を日頃から図っておき、いじめ問題への対応及び緊急体制について全教職員で確認しておく。

## (7) ネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

### ①未然防止

- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性やトラブルについて最新の情報を把握し、情報モラル教育を推進するとともに、児童、保護者、地域への啓発を努める。
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使用に関するマナーや家庭でのルールづくりについて、学年・学級の保護者会や懇談会、学校だより等で、積極的に保護者の理解を求めていく。

### ②早期対応

- ・SNS 等の利用による名誉毀損やプライバシー侵害等のいじめを認知した場合、本人及びプロバイダ等に対して書き込みや画像の削除等の迅速な対応を求め、状況によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応する。

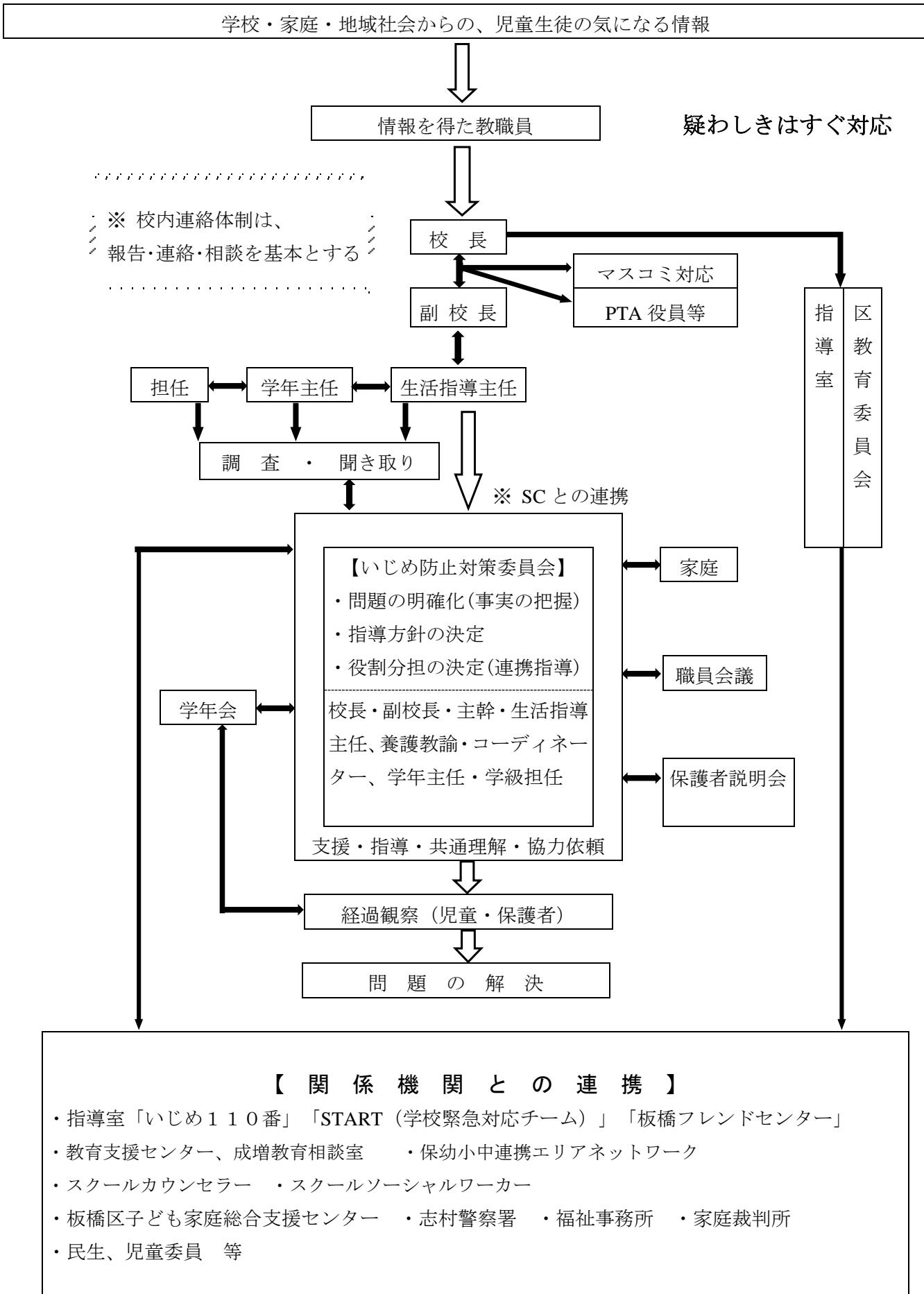
## (8) 校内の指導体制

いじめを把握した際は、学級担任が一人で抱え込まず、支援チームを作つて組織的に対応する。対応に当たっては、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添うとともに、いじめた子どもに対しては毅然とした指導により心からの反省を促す。

また、いじめた子どもも、いじめを受けた子ども双方の保護者に、指導内容を含め適切に情報を提供しながら、協力して解決を図る。

学級担任	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇早期対応は、出会いの日に担任の姿勢を伝えることから始まる。</li> <li>◇「いじめ」に気付いたときは、焦らない、慌てない。</li> <li>◇話を聴いたり行動を観察したりして問題をつかむ。</li> <li>◇一人で抱え込むことなく、すぐに相談するなど、教職員間で情報を共有する。</li> <li>◇小さな事実を見逃さないで、担任の姿勢を具体的な姿で伝える。</li> <li>◇いろいろな立場の子供たちの思いをとらえる場を設定して対応する。</li> <li>◇子供同士が触れ合い、互いの理解を深める場や活動を設定する。</li> </ul>
学年主任	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇学年の和を図り、親和と士気の醸成に努める。</li> <li>◇学年での調査等を企画し、定期的に児童の状況把握に努める。</li> <li>◇学年・学級の学習や生活の様子に目を配り、いじめなどの問題の早期発見に努める。</li> <li>◇いじめ問題の指導にあたっては、学級担任を支え、組織的に対応する。</li> </ul>
専科	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇特別教室への移動中や学習中等にいじめの信号をキャッチする。</li> <li>◇いじめをキャッチしたら、担任と情報・意見を交換し、積極的に支援・協力する。</li> </ul>
生活指導・教育相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇いじめは、いつ、どこで起こっても不思議ではないという認識を全職員で共通理解する。</li> <li>◇学級担任を精神的に支える。(共に考える。次の具体的な指導のヒントを与える。)</li> <li>◇家庭と同じ土俵に立つ。(共感的に受け止める。解決への努力を示す。)</li> <li>◇学校全体を巻き込む。(相談して良かったと思う雰囲気。いじめ撲滅の連帶意識をもつ。)</li> <li>◇いじめを学級や学年等だけの問題にしない。</li> <li>◇学年会、生活指導部会や職員会議などの場で、その解決策、支援策について意見を出し合い、校内の指導体制(方向性)を確立する。</li> <li>◇必要に応じて、担任以外の教師が面接や教育相談及び学習指導などを行う。</li> <li>◇警察等関係機関との連携を強化し、スクールカウンセラー、巡回指導講師、専門機関等との相談体制を整えておく。</li> </ul>
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇把握したいじめ情報は、秘密を厳守した上で正確に担任、校長・副校長に伝える。</li> <li>◇保健室に駆け込んでくるいじめられた子供たちには、子供の心の流れに添った柔軟な考え方構えを持って接する。</li> <li>◇訴えてきた子供の心情を十分に受け止め、苦しみと苦悩を共にする。</li> <li>◇いじめや仲間はずれが口実に過ぎない時もある。問題の本質を正確に捉える。</li> <li>◇信頼・安心される保健室の雰囲気作りをし、あらゆる場面を通して人間関係の大切さに気付かせる。</li> </ul>
特支Co.	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇問題の背景に発達障がい等が要因として考えられないか、担任や専科、SC、保護者などから聞き取りをし、情報収集を行う。</li> <li>◇スクールカウンセラー、巡回指導講師、専門機関等との相談体制を整えておく。</li> </ul>
SC	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、児童のカウンセリング等を行う。</li> </ul>
副校長	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇「いじめ」は人権にかかる問題で、許すことのできない行為との認識を全教職員に徹底し、学校を挙げての協力体制の確立に努める。</li> <li>◇「いじめ」の具体的な指導の留意点などについて職員会議や研修会等で伝え、教職員間の共通理解を図る。</li> <li>◇児童の心に触れるカウンセリングマインドを身に付けるために全教職員による研修を実施する。</li> <li>◇全教育活動の中で児童を理解するために、教職員相互の情報交換を大切にする。</li> <li>◇スクールカウンセラーと関係諸機関との連絡・調整をする。</li> </ul>
校長	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇学校便りや全体保護者会、児童朝会などの校内、及びPTA・地域との連絡会などの機会を活用し、いじめ撲滅のため、全教職員で組織的に早期対応して解決を目指す、断固たる決意を表明する。</li> <li>◇内外情報の全てを集約し、必要な対応を指示する。深刻かつ連携が必要な場合、いじめ防止対策委員会を開催し、事案の指導方針や方法、役割分担等について協議するなど、全教職員共通理解のもとに、学校全体として、いじめの解消を図る。</li> <li>◇重大事態の発生に際しては、速やかに教育委員会や警察等に報告・連絡し、対処について協議する。</li> </ul>

## (9) 緊急時の組織的対応（いじめへの対応：フローチャート）



## 8. 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

### （1）対応方針

生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「都教委いじめ総合対策」等に基づき、対策委員会を中心として、全職員（場合によりPTA役員を含む）の共通理解のもと、迅速・確実に、連動して行う。

### （2）重大事態として扱う内容

- ①「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
  - ・児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合等
- ②「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
  - ・年間30日を目安とする。
  - ・一定期間連續して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

### （3）具体的対応

児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申告があったときは、次の対応を行う。

- ①いじめ防止対策委員会を中心に、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- ②校内全職員（場合によってはPTA役員を含む）で連動・連携し、迅速・確実な対応方法を実践する。
- ③校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

### （4）警察との連携（学校において生じる可能性のある犯罪行為等について）

いじめを受けている児童が、いじめによって生命や心身に重大な危害を受けたり、受ける恐れが高い場合、校長は判断により、教育委員会と連絡をとって警察への協力要請をすることもあり得る。

以下に示す事例は、過去にあった具体的な事例を踏まえ、刑罰法規に対応した例を示したものである。

個々の事例について、学校が警察に相談・通報すべきか否かは、いじめ防止対策推進法第23条第6項に示す「いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。」との規定に鑑み、所管教育委員会からの助言を踏まえるなどして、適切に判断する。

いじめの態様	事例	刑罰法規
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	同級生の腹を、繰り返し殴ったり蹴ったりする。	暴行 (刑法第208条)
	顔面を投打し、あごの骨を折るけがを負わせる。	傷害 (刑法第204条)
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	プロレスと称して、同級生を押さえ付けたり投げたりする。	暴行 (刑法第208条)
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	断れば危害を加えると脅し、汚物を口に入れさせる。	強要 (刑法第223条)
	断れば危害を加えると脅し、性器を触る。	強制わいせつ (刑法第176条)
金品をたかられる。	断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる。	恐喝 (刑法第249条)
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	教科書等の所持品を盗む。	窃盜 (刑法第235条)
	自転車を故意に破損させる。	器物破損等 (刑法第261条)
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	学校に来たら危害を加えると脅す。	脅迫 (刑法第222条)
	校内や地域の壁や掲示版に実名を挙げて、「万引きをしていた」、「気持ち悪い」、「うざい」と悪口を書く。	名誉棄損、侮辱 (刑法第230条、231条)
パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。	「学校に来たら危害を加える」と脅すメールを送る。	脅迫 (刑法第222条)
	特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上のサイトに実名を挙げて、「万引きをしていた」、「気持ち悪い」、「うざい」と悪口を書く。	名誉棄損、侮辱 (刑法第230条、231条)
	携帯電話等で、性器の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する。	児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第7条)

平成25年5月16日付文科初第246号「早期に警察への相談・通報すべきいじめ事案について（通知）」に基づき作成  
（いじめ総合対策【第二次】上巻〔学校の取組編〕平成29年2月 東京都教育委員会）